

第 1 2 号議案

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する条例の一部改正手続について

上記の議案を提出します。

令和 2 年（ 2 0 2 0 年） 2 月 1 4 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

小学校及び中学校教育職員の業務量の適切な管理等を図るための措置について規定する必要がある。

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成29年中野区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理等）

第21条 職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び
中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例の一部改正について

1 改正する条例

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年中野区条例第13号）
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成29年中野区条例第39号）

2 改正理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の改正に伴い、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示として公示されたこと等を踏まえて、職員の業務の量の管理等について規定する必要がある。

3 改正内容

職員の業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、特別区人事委員会の承認を得て、中野区教育委員会規則で定めるところにより行うこととする旨を規定する。

4 施行期日

令和2年4月1日

※ 詳細は、新旧対照表のとおり。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第20条 (略)</p> <p><u>(業務量の適切な管理等)</u></p> <p><u>第21条 職員の健康及び福祉の確保を図ることに</u> <u>より幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、</u> <u>職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間におい</u> <u>て行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及</u> <u>び福祉の確保を図るための措置については、公立</u> <u>の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する</u> <u>特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条に</u> <u>規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、</u> <u>教育委員会規則で定めるところにより行うものと</u> <u>する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第20条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第20条 (略)</p> <p><u>(業務量の適切な管理等)</u></p> <p><u>第21条 職員の健康及び福祉の確保を図ることに</u> <u>より学校教育の水準の維持向上に資するため、職</u> <u>員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間におい</u> <u>て行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び</u> <u>福祉の確保を図るための措置については、公立の</u> <u>義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特</u> <u>別措置法(昭和46年法律第77号)第7条に規</u> <u>定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、</u> <u>教育委員会規則で定めるところにより行うものと</u> <u>する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第20条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>